

# 第5次東郷町総合計画策定方針

平成21年

東郷町

# 目 次

|   |              |   |
|---|--------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨      | 1 |
| 2 | 計画策定の基本的な考え方 | 1 |
| 3 | 計画の名称及び計画期間  | 2 |
| 4 | 計画の構成        | 2 |
| 5 | 計画策定の体制      | 2 |
| 6 | 住民参画の手法      | 3 |
| 7 | 計画策定の手順      | 4 |
|   | 《策定体制》       | 5 |

## 1 計画策定の趣旨

本町では、平成13年度を初年度とする第4次総合計画において「きらめき ときめき 響きあう 生活創造都市」をテーマに掲げ、その実現に向けまちづくりを進めてきた。

前回の計画策定から10年近くが経過し、第4次総合計画の目標年次である平成22年度を間近に控えた現在、少子高齢化の急速な進行による人口構造の変化、地球的規模での環境問題、高度情報化社会の到来など社会経済情勢は大きな変革の時期を迎えている。さらに、三位一体改革、規制緩和、地方分権の推進などをはじめとする制度改革等、行政を取り巻く状況も大きく変化している。

このような中、今後さらに厳しさを増すことが予想される本町の財政状況等も勘案し、本町の地域特性や固有の資源を活かすとともに、各種の政策課題に対して住民と行政との役割分担による協働と連携の方策を探り、新しい時代にふさわしい誇りの持てるまちづくりを進めていくことが必要である。

そのため、本町では、地方自治法第2条第4項にある、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」という規定に基づき、住民との対話と共感を基調とし、本町の目指すべき明確な将来の姿とその実現に資する政策をまとめ、新たなまちづくりや行財政運営の指針となる第5次総合計画を策定する。

また、本計画については、住民にわかりやすい成果指標を設定し、住民、民間及び行政の役割を体系化し、住民参画によるまちづくりを図るための活動指標として活用するとともに、個別計画との連携を保ちつつ進行管理を図り、その状況を広く住民に周知し、また、住民から意見を聴取して、まちづくりに反映するものとする。

## 2 計画策定の基本的な考え方

第5次総合計画は、住民と行政との協働のもとで、厳しい財政環境に耐え得る実効性ある計画とすることを目標に、特に次の点に留意し策定する。

### (1) 中長期的な環境予測への対応

社会経済情勢や財政状況の変化、住民ニーズの多様化等を踏まえた中長期的な環境予測（人口、財政など）により、実現性と実効性の高い計画の策定に努める。

### (2) 官民の役割分担の明確化

住民の行政への実践的な参加を求めていくため、住民と行政との役割分担について可能な限り明確化する。

### (3) 成果指標等の設定

成果指標及び目標値の設定により、住民と行政がともに目指す将来像の共有化を図るとともに、政策や施策の達成度を測り、評価・検証に基づく計画の進行管理を

行う。

(4) 選択と集中による効果的な事業の展開

限られた経営資源を効果的に配分するため、財政計画との連動を考慮しつつ、選択と集中により、効果的・効率的な事業展開を図る。

(5) 住民意見の反映

町民と職員による協働まちづくりフォーラム、小中学生、団体・自治会アンケート、パブリックコメント等の機会を通じ、より広く町民の意見を求め、計画に反映する。

(6) 職員の参画

町職員の主体的な参画により、全庁的な体制で計画策定に取り組む。また、業務における総合計画の積極的な活用及び職員意識・資質の向上を目指す。

(7) わかりやすく、活用できる計画

誰にとってもわかりやすく、目指す将来像を共有し、活用できる計画とする。

(8) 上位計画及び周辺市町との連携への配慮

町が主体となる施策や事業を計画対象とするが、国や愛知県の上位計画及び広域的視点から周辺市町との連携にも配慮したものとする。

3 計画の名称及び計画期間

計画は、「第5次東郷町総合計画」と称し、計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とする。

4 計画の構成

第5次総合計画は、基本構想及び基本計画で構成するものとする。

(1) 基本構想

本町が目指すべき将来像を方向付けるとともに、行政が町民との協働のもとで実現を果たす「約束」として位置づけ、平成23年度から10年間における町民、住民活動団体、事業者、行政の共通の指針として、町の理念、将来像、施策の方向を定める。

(2) 基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するための施策を具体化し、各分野にわたって特に取り組むべき諸施策と具体的内容を町民、民間及び行政の担うべき役割を踏まえて総合的、体系的に明らかにするものであり、実現性を確保するため、あわせて成果指標及び目標値を設定する。

5 計画策定の体制

第5次総合計画は、町の根幹を成す重要な計画であることから、計画の策定に当た

っては、総合計画審議会、総合計画策定委員会、町長等の相互調整により全庁体制で進めるものとする。

また、計画原案の策定については、全職員がこの任にあたるものとするが、より効率的な作業を進めるため、町の将来への使命と目標を総合的に設定するための研究発案機関として、総合計画策定プロジェクトチームを設ける。プロジェクトチームには、基本構想素案を作成する基本構想検討部会と基本計画素案を作成する5つの専門部会を置く。

(1) 総合計画審議会

町長の諮問機関として、町民を代表した学識経験者、各種団体の代表者等により組織し、基本構想案及び基本計画案について、審議・答申を行う。

(2) 総合計画策定委員会

課長相当職の者を中心に組織し、プロジェクトチームから出された基本構想素案及び基本計画素案の検討を行い、基本構想案及び基本計画案を作成し、町長に報告する。

(3) 総合計画策定プロジェクトチーム

プロジェクトチームに基本構想検討部会と5つの専門部会を置く。

ア 基本構想検討部会は、各専門部会からそれぞれ2名ずつ選出して組織し、基本構想の骨格的な部分である将来像、施策の大綱、基本指標、土地利用計画などを検討し、基本構想素案を作成する。

イ 各専門部会は、原則として補佐・係長級の職員で組織し、各課等から出された施策、課題等を検討し、基本計画素案を作成する

ウ プロジェクトチームは、必要あるごとに策定委員会と協議し、調整を図る。

## 6 住民参画の手法

第5次総合計画の策定において幅広く住民の意見や提案を反映させるため、以下のような手法により、広く住民の意見を聴取し、計画策定への住民参画に努める。

(1) 住民意向調査

住民意識調査は、町の施策満足度やまちづくりへの意識を調査し、計画案に住民の意見を反映させることを目的に平成20年度に実施した。

この住民意識調査から得られた結果は、住民と行政の協働により共通して目指していくべき「成果指標」として活用するほか、住民と行政の役割分担の明確化を図るための基礎資料とする。

(2) 協働まちづくりフォーラム等

計画の策定過程において町民とともに町の課題や地域の個性、期待する町の将来像を明らかにし、共通理解を得ることを目的に協働まちづくりフォーラム等を実施し、広く住民の意見を聴取する。

(3) 団体・行政区等アンケート

行政区（区・自治会）や地域の中でさまざまな影響を与える団体の、今後の動向や展望を把握し、団体・行政区と行政との連携方策を検討する基礎資料とすることを目的として、アンケート等を実施する。

(4) パブリックコメント

町民に対し、第5次総合計画案の公表と説明、意見集約を行うことで、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、町民との協働による施策の推進に向けた共通認識を図ることを目的として実施する。

(5) その他

その他、策定過程においてホームページや広報紙等において経過を公開し、町民に意見を求める機会をつくる。

## 7 計画策定の手順

第5次総合計画は、平成21年度及び平成22年度の2か年に亘って策定し、策定の手順は、概ね次のとおりとする。

(1) 基本構想

ア 総合計画策定委員会は、プロジェクトチーム（基本構想検討部会）から出された基本構想素案の検討を行い、基本構想案を作成し、町長に報告する。

イ 町長は、総合計画審議会に提案（諮問）する。

ウ 町長は、総合計画審議会の答申を得た基本構想案について、政策会議に諮り、最終的な基本構想案として決定し、議会に提案（上程）する。

エ 基本構想は、議会の議決を得て決定される。

(2) 基本計画

ア 総合計画策定委員会は、プロジェクトチーム（5つの専門部会）から出された基本計画素案の検討を行い、基本計画案を作成し、町長に報告する。

イ 町長は、基本計画案を総合計画審議会に提案（諮問）する。

ウ 基本計画は、総合計画審議会の答申を得た基本計画案について、政策会議に諮り、町長が決定する。

## 8 実施計画の策定

町長は、基本計画に掲げる政策を実現するための具体的な事務事業を明らかにする実施計画を策定し、毎年度の予算編成の指針とする。

この実施計画の期間は3年間とし、毎年度のローリング方式で見直すものとする。

《策定体制》

